いわゆる秘匿特権の実態解明への影響

資料１

弁護士とのやりとり

外部の弁護士

・「独禁法違反の可能性が高いように思われます」
・「3年分で減免申請することが考えられます」

「さて早速ですが、今般法務に以下の通報がございました。＜**法務部への通報内容を引用**。資料を添付＞先生のご判断では…結論が明確である場合にはお電話ください…」

事業者

内容／性質

・法解釈や今後の対応方針についてのアドバイス

・助言を求めて送った文書（相談文書）
・社内調査文書を添付

留意点

〇対象範囲について
・事実の部分
・会社の見解を含む，相談内容の部分
・弁護士からの助言の部分
それぞれについてどう考えるか。また，例えば，相談に事実が引用されている場合はどうか。
〇減免申請が行われた場合，行われなかった場合はどうか。
など。

社内で作成した資料

社内調査文書（弁護士に相談するためにまとめた社内調査結果等）

（例）カルテル担当者からのヒアリングメモ

「私は〇〇会に出席して競業他社と15年上期と下期の生産量と単価を取り決めました。」

（例）法務部員の検討メモ

「上記のヒアリング結果から独禁法違反が疑われるので、早急に弁護士に対応を相談すべきである。」

・**事実**を記載した資料。
・下記の価格・数量の表が**カルテルに関するものであることが分かる**

・事案の分析、対応方針等の検討

〇上記と同様の観点からどう考えるか。
（例：事実を記載した資料，法務部員の見解を記載した資料などについてどう考えるか等）

いわゆる「一次資料」

メール・手帳等

（例）価格・数量の表

製品		15上	15下
●系	数量		
	金額		

・これだけではカルテルの証拠か否か判断できない

〇基本的に秘匿特権の影響を受けない

いわゆる秘匿特権に配慮した運用

考えられる影響

配慮する範囲により大きく異なる

配慮する範囲により大きく異なる

基本的に影響なし